

# 平成30年度社会福祉法人松伏町社会福祉協議会事業計画

自 平成30年 4 月 1 日

至 平成31年 3 月 31日

## 1 基本方針

近年の社会福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行、生活困窮者の増加、福祉関係制度の改正等、大きく変化している状況です。地域においては住民同士のつながりの希薄化などによるコミュニティ機能の低下や社会的孤立が問題となっています。

松伏町においても高齢化率27.2%（平成30年3月1日現在）となり、年々高齢化が進んでいます。団塊の世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症にかかると言われていています。地域全体で認知症の人を支えるために、認知症への理解を深めるための啓発に努め、認知症の人と介護者家族、高齢者、障がい者等、誰もが安心して暮らせるよう、在宅福祉事業では介護相談や生活支援等に取り組んでまいります。

ボランティア活動については、ボランティアセンターの充実を目指し、ボランティアの育成及び情報提供を行います。今年度から、子育て支援事業として「夏休み小学生学習支援事業」を町内の社会福祉法人と連携して実施し、新規ボランティアの獲得やボランティア活動の場を提供してまいります。

地域福祉振興事業については、町内各地域において、高齢者をはじめ地域住民が気軽に寄り合える交流の場として展開している、ふれあい・いきいきサロン事業などに取り組むとともに、今年度からは松伏町におけるサロン事業にも協力してまいります。

また、松伏町から指定管理業務として受託している、かるがもセンター、ふれあいセンター、ふれあいデイサービス事業及び学童クラブについて、効率的で安全かつ利用者から信頼される管理運営を行います。

これらの事業を着実に進めるため、研修等による職員の資質向上を図り、職員一人ひとりが「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域の福祉ニーズを把握し、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員協議会等との協働のもと、相手の立場になった事業展開、やさしさと思いやりをもって笑顔で接することに、職員一丸となって取り組んでまいります。

## 2 重点事業

- (1) 在宅福祉事業・認知症啓発事業
- (2) ボランティアセンターの充実
- (3) ふれあい・いきいきサロン事業
- (4) 指定管理施設の運営

### 3 自主事業

#### (1) 組織強化

定款に基づき理事会、監事会及び評議員会を適宜開催し、社会福祉法人としての適正な運営を行います。また、社会福祉協議会（以下「社協」という。）全体の組織強化を図るため、各所属において職員の研修への積極的な参加を促し、職員の資質向上に努めます。さらに、松伏町役場での職員研修を継続して実施します。

- ・理事会、監事会及び評議員会の開催
- ・職員研修への参加促進
- ・松伏町役場での職員研修
- ・正規職員を対象とした人事考課の実施

#### (2) 会員募集

会員の増加に向けて、自治会を通して広く会員制度への理解と協力を求め、住民主体の地域福祉活動への会費還元事業や会費を財源とした会員サービスを実施します。

関係諸団体や企業等に対しても、趣旨にご賛同いただき、団体会員あるいは特別会員の加入が促進されるよう、理事、監事及び評議員の方々の協力を得ながら、積極的に会員募集活動を推進します。

- ・会員募集（強化月間：7月から9月まで）

#### (3) 情報提供・啓発事業

社協が行う様々な事業やボランティア募集の他、法人組織運営や指定管理施設の事業に至るまで、社協の取組を広く周知するため、広報紙「社協だより」や「ボランティアセンターだより」を町内へ全戸配布し、公共施設窓口へ配置するとともに、ホームページやフェイスブックで情報を随時発信します。

また、会員の増加に向けて、地域住民の理解と協力を得るため、イベント等への参加を通して社協の役割や取組を広くPRいたします。

- ・社協だよりの発行（年4回）
- ・ボランティアセンターだよりの発行（年3回）…松伏町から一部補助あり
- ・ホームページ、フェイスブックによる情報発信
- ・福祉のふれあいひろば（6月10日）
- ・町民まつり等への参加

#### (4) 財源対策

会費、募金及び収益事業として自動販売機の設置並びに社協だより広告掲載主を募り、地域福祉事業の推進に必要な自主財源を確保します。特に、会費、募金については、地域住民の皆様から、より一層の理解と協力が得られるように努めます。

- ・自動販売機設置事業
- ・社協だよりの広告掲載
- ・まつぶし一円玉募金運動

#### (5) 高齢者福祉事業

昨今の高齢者を取り巻く状況を見ると、依然として地域住民相互のつながりの希薄化などによる孤独死や悪質な詐欺行為の蔓延、また近年では高齢者への虐待や認知症の家族介護等が問題となっています。このような事態を未然に防ぎ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、民生委員・児童委員協議会と連携し、支援を必要とする高齢者等の恒常的な把握や地域の身近な支援者の連携による見守り活動を推進するとともに、定期的により多くの人とより密度の高い関わりが持てる事業を行います。

- ・認知症啓発事業（オレンジカフェ）
- ・ふれあい・いきいきサロン事業
- ・高齢者日帰り旅行事業
- ・ひとり暮らし高齢者歳末激励事業（民生委員・児童委員協議会との協働事業）
- ・紙おむつ配布事業…松伏町から一部補助あり

#### (6) 障がい者福祉事業

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者一人ひとりの自立と社会参加を促進するため、関係団体の活動支援、情報交換、啓発活動及び交流の場を提供します。

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）事業
  - ・障がい者団体交流事業
  - ・障がい者団体助成事業
  - ・紙おむつ配布事業
  - ・視覚障がい者朗読奉仕事業
  - ・障がい者等移動支援事業
- …松伏町から一部補助あり

#### (7) 介護保険事業

指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）、指定訪問介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者（ホームヘルプサービス）として、サービスの質の向上を目指します。利用者からの相談や苦情に対しては適切に対応し、公正、中立な解決に努めます。

また、介護保険利用者に限らず、在宅介護に関する相談について、介護支援専門員（ケアマネージャー）が対応します。

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・訪問介護・第1号訪問事業（ホームヘルプサービス）の提供
- ・ホームヘルパー現任研修
- ・要介護認定訪問調査受託事業
- ・住宅改修・福祉用具購入申請手続き業務
- ・介護相談

#### (8) 子育て支援事業・児童福祉事業

少子化の傾向が続く中、幼い児童が巻き込まれる事件事故、児童虐待等の問題が起きています。核家族化や地域社会の希薄化も要因の一つと考えられていますが、このような状況を踏まえ、児童・青少年の健全育成を促進し、子育て支援を推進するため、ボランティア、民生委員・児童委員協議会等との連携、協働により、地域で子ども達を見守る体制や機会を設け、安心して子育てができる地域社会づくりに努めます。

- ・子育て支援事業（福祉のふれあいひろばでの啓発等）
- ・危険箇所看板設置事業
- ・ひとり親家庭図書カード配布事業
- ・夏休み小学生学習支援事業（新規）

#### (9) 生活福祉事業

経済情勢の変化による経済不安の中、生活困窮者等からの貸付相談が増加し、その相談内容は多種多様化しています。生活困窮者等への経済的支援として資金貸付はありますが、就労等の生活意欲を向上させることも必要です。今後も民生委員・児童委員協議会や関係機関との連携により、生活全般の支援を行います。

- ・福祉資金貸付事業（小口資金貸付事業）
- ・歳末たすけあい援護金事業
- ・あったかギフト（食料の支援）

#### (10) 地域福祉振興事業

高齢者をはじめ地域住民が安心して生活できる地域社会づくりを目指し、高齢者が地域の中でいきいきと暮らせるよう、ボランティア及び地域住民等の協力を得ながら、参加者同士が気軽に話し合える場として展開している、ふれあい・いきいきサロン事業を始め、住民参加、住民主体を基本理念とする様々な地域福祉事業を推進します。

- ・小地域福祉活動助成事業
- ・福祉車輛・福祉機器貸出事業（リフト付車両、車椅子、松葉杖の貸出）
- ・救急医療情報キット設置事業
- ・ふれあい・いきいきサロン事業
- ・地域福祉活動計画策定に向けた職員研修（新規）
- ・世代間交流事業（幼稚園、保育園への助成）…松伏町から一部補助あり

#### (11) 在宅福祉事業

高齢者や障がい者等が可能な限り在宅で自立した生活を送ることができるよう援助する事業を実施し、利用者の社会参加の促進、生活支援、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ります。

さらに、認知症の方の居場所づくりや、介護者家族の相談の場を提供するとともに、認知症予防、介護予防の推進と地域のネットワークの構築を図ります。

- ・認知症啓発事業（オレンジカフェ事業）
- ・在宅傾聴訪問活動
- ・介護者家族の会（たんぼぼ）への支援
- ・介護相談
- ・歳末大掃除事業
- ・火災警報器設置事業
- ・紙おむつ配布事業（高齢者、障がい者（児））…松伏町から一部補助あり

#### (12) ボランティア活動及び福祉教育事業

ボランティア活動は、自ら進んで考え、身近な問題に取り組む活動です。

ボランティアセンターでは、活動内容や活動方法も多種多様にあるため、自分にできる活動を無理なく継続できるよう相談に応じ、情報提供や災害ボランティア募集、研修等を行います。さらに、ボランティアグループの活動支援や社会福祉施設からのボランティア派遣依頼の調整を行います。

福祉教育事業については、社会福祉施設職員、ボランティア、教員等の

連携、協働が必要なことから、情報交換の場を提供し、児童・生徒の福祉に対する理解を深める体験プログラムづくり等を支援します。

- ・ ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ・ 福祉の心を育む交流事業
  - ・ ボランティアグループ間の連携づくり
  - ・ 災害ボランティアセンター設置の取り組み及び被災地支援活動
  - ・ ボランティアグループ活動助成事業
  - ・ ボランティアスクール
  - ・ 福祉協力校助成事業
  - ・ 彩の国ボランティア体験プログラム事業
- } …松伏町から一部補助あり

### (13) 顕彰事業

地域福祉の向上に貢献した個人・団体や福祉事業への寄付者を地域住民の模範として埼玉県社会福祉大会に推薦して感謝の意を表し、福祉のまちづくりを推進します。

- ・ 社会福祉事業功労者の表彰
- ・ 篤志寄付者の表彰

### (14) 福祉サービス苦情解決等の体制整備

社協が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情に対し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの快適な利用を支援します。

また、地域住民等からの意見、要望等を聴くことにより、社協事業の改善を図ります。

- ・ 福祉サービス苦情解決に関する窓口の設置（第三者委員の配置）
- ・ 福祉の声ボックス

### (15) 資産の活用

社協の基盤強化を図ることを目的に、将来の財務状況を踏まえ拠点整備について検討します。

また、基金積立金については、最も確実かつ有利な方法として定期預金で保管します。

### (16) 個人情報保護

社協が取得した個人情報は、その利用目的を特定した上で利用すること

とし、福祉サービス利用者あるいは地域住民の個人情報保護について適切に管理します。

#### 4 埼玉県社会福祉協議会からの受託（協力）事業

##### （１）福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

悪質な訪問販売等の被害が増えるなど、様々な脅威にさらされている判断能力の低下した高齢者や障がい者の権利が侵害されないよう、日常生活を営む上で必要となる福祉サービスの利用等について援助を行うことで、地域での自立した生活を支援します。実施に当たっては、生活支援員を委嘱するなど、利用者数に応じた体制整備を行い、定期的なサービスを適正かつ公正に提供します。

- ・福祉サービス利用援助（定期訪問、相談、書類整理等）
- ・日常生活上の手続援助（事務手続き等援助）
- ・日常的金銭管理（生活費の出し入れ、公共料金の支払い）
- ・書類等預かりサービス（証書類等の保管）

##### （２）生活福祉資金貸付事業への協力

低所得、障がい者、高齢者世帯に対し、自立更生を支援するために資金貸付を行います。

- ・生活福祉資金貸付事業（総合支援資金、福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金）
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業

##### （３）自立相談支援事業への協力

生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応じる相談窓口です。関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

##### （４）彩の国あんしんセーフティネット事業への協力（生活困窮者支援）

各種制度の狭間などにより生活困難に直面している方に対し、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会に加入している町内の会員施設と協働し、関係機関と連携を図りながら、自立を目標に、継続的な相談・支援や見守りを行います。

##### （５）共同募金事業への協力

10月1日から全国的に赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金

運動が実施されることに伴い、埼玉県共同募金会と連携し、自治会の協力による戸別募金、ボランティア団体及び高等学校の協力による街頭募金等を実施します。

募金の実施に当たっては、地域住民や企業等に対して、運動の意義や必要性及び募金使途を十分に周知するとともに、助け合いの精神の助長に努めながら、募金活動への理解と協力を求めます。

- ・共同募金運動事業（赤い羽根・歳末たすけあい・災害義援金）

## 5 松伏町からの受託事業及び指定管理業務

### (1) 受託事業

#### ① 移動支援事業の受託経営

障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のため、ホームヘルパーが移動支援を行います。

#### ② 心配ごと相談所開設事業【資料No.1 参照（P11）】

気軽に利用できる身近な相談所として、弁護士による専門的な法律相談及び民生委員や学識経験者による日常生活における悩み事相談を開設し、地域住民の抱える様々な問題に幅広く対応することで相談者の問題解決を援助します。

- ・法律相談の実施（月2回）
- ・心配ごと相談の実施（月1回）
- ・相談員研修の実施（年1回）

#### ③ 高齢者軽度生活支援サービス事業

介護保険に該当しない概ね65歳以上の高齢者に対しホームヘルパーを派遣することで、日常生活の利便を図り、自立した生活を支援します。

#### ④ 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、サービスを提供する事業主体と連携して、支援体制の充実・強化を図ります。

### (2) 指定管理業務

- ① 松伏町立かるがもセンター（指定障がい福祉サービス事業所）

(平成30年度から平成32年度までの3年間)【資料No.2 参照(P12~13)】

障がいのある方が地域の中で活動し生活することを目的として、利用者一人ひとりの状況を踏まえながら、自己実現、自立生活及び社会参加を支援します。自主性・主体性を尊重し、集団生活や作業活動等への参加を通して生活の広がりを目指しながら活動に取り組んでいきます。また、送迎サービスの拡充を行います。

<就労継続支援B型>

一般企業等で就労が困難な障がいのある人に働く場及び生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練・支援を行います。

<生活介護事業>

障がいのある人の自立の支援、生活の改善、身体機能の維持・向上を図ることを目的に日常生活上の支援を行い、作業活動、創作的活動及び余暇活動等の機会を提供します。

② 松伏町ふれあいセンター

(平成30年度から平成32年度までの3年間)

ふれあいセンター設置及び管理条例の規定に基づき、介護予防事業を実施するとともに、介護知識及び介護方法の普及等を図るため、健康づくりの拠点として利用者の利便性の向上と安全で快適な施設利用に配慮し、管理運営を行います。

また、ふれあいホールは、世代を超えたふれあい、地域におけるつながりをつくれるよう、誰もが自由に利用できる憩いの場として提供します。

③ ふれあいデイサービス

(平成30年度から平成32年度までの3年間)【資料No.3 参照(P14)】

ふれあいセンターを拠点として、利用者の介護予防、健康保持を図るため、日々の健康状態を把握するとともに、趣味、生きがい活動や日常動作訓練、レクリエーション、保育所との交流等を行います。利用者の満足を第一に考えて、利用者の生きがいの一つ、心の支えとなるような暖かみのあるサービス提供を目標とし、事業やイベントを実施します。

④ 学童クラブ

(平成28年度から平成32年度までの5年間)【資料No.4 参照(P15~17)】

児童の健全育成や保護者、立地する小学校等との良好な関係構築に留意しつつ、利用児童の安全と健康の確保を最優先に放課後児童の保

育を実施します。

- ・放課後児童保育の実施
- ・学校休業日における一日保育の実施
- ・土曜学童クラブ（5学童持ち回りの実施）
- ・町内学童クラブ合同ミニ運動会

## 心配ごと相談所開設事業

## ■基本方針

法律相談では弁護士を相談員とし、地域における相談員には民生委員や学識経験者を委嘱し、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉の増進を図ります。

## ■重点事業

- 1 あらゆる相談への適切な対応
- 2 相談員研修の実施
- 3 住民への事業周知

受付開始	日 時	会 場	時 間	内 容
4月5日(木)	4月17日(火)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	4月27日(金)	介護相談室		法 律 相 談
5月7日(月)	5月17日(木)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	5月28日(月)	介護相談室		法 律 相 談
6月5日(火)	6月18日(月)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	6月27日(水)	介護相談室		法 律 相 談
7月5日(木)	7月17日(火)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	7月27日(金)	介護相談室		法 律 相 談
8月6日(月)	8月17日(金)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	8月27日(月)	介護相談室		法 律 相 談
9月5日(水)	9月18日(火)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	9月27日(木)	介護相談室		法 律 相 談
10月5日(金)	10月17日(水)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	10月26日(金)	介護相談室		法 律 相 談
11月5日(月)	11月16日(金)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	11月27日(火)	介護相談室		法 律 相 談
12月5日(水)	12月17日(月)	ふれあいセンター 介護相談室	13:20～15:50	法律・心配ごと
1月7日(月)	1月17日(木)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	1月28日(月)	介護相談室		法 律 相 談
2月5日(火)	2月18日(月)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	2月27日(水)	介護相談室		法 律 相 談
3月5日(火)	3月18日(月)	ふれあいセンター	13:20～15:50	法律・心配ごと
	3月27日(水)	介護相談室		法 律 相 談

松伏町立かるがもセンター事業計画  
(就労継続支援B型事業所・生活介護事業所)

■基本方針

利用者一人ひとりが健康で安心して安全に通所できる体制を整備し、個々の特性を踏まえた支援計画を定め、個別目標の達成に向けた日常生活の自立支援や社会参加活動を促進し、利用者家族や保護者の集いをはじめ地域や関係機関と連携し、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。特に、送迎サービスの拡充により利用者及びその家族への支援充実が図られるよう体制整備を目指します。

【就労継続支援B型事業所】

■重点目標

- 1 利用者家族及び保護者の集いとの連携強化
- 2 自主製品の販売促進、受託業務の確保及び拡充開拓
- 3 就労移行に向けた知識、技能の習得及び企業体験や現場実習の実施
- 4 研修や個別検討を通じた支援力の向上及び積極的な資格取得・自己研鑽の勧奨

■事業内容

(1) レクリエーション活動及び交流事業

- ① 外出事業（月1回程度）
- ② カレーパーティー（7月）
- ③ クリスマス会（12月）
- ④ 町立第一保育所との交流事業（夏まつり、お別れ会等）
- ⑤ 介護福祉施設三戸里園との交流事業（相互訪問による交流）
- ⑥ 介護老人保健施設なのはなの里との交流事業（施設訪問によるレクリエーション交流）
- ⑦ 認定こども園こどものもりとの交流事業（施設訪問によるレクリエーション交流）
- ⑧ その他レクリエーション活動（カラオケ、プール、調理実習、季節行事等）
- ⑨ ボランティア活動（日中活動及び交流事業への協力）

(2) 健康管理事業

- ① 定期健康診断（月1回）
- ② 歯科検診（年1回）
- ③ 保護者向けの歯科講習会（年1回）

(3) 自主製品生産活動等収益事業

- ① かるちゃん石鹼製作及び販売、資源回収

(4) 就労支援事業

- ① 企業実習、施設見学等の実施（随時）

(5) 社会参加事業

- ① 埼葛人権を考えるつどいへの参加
- ② まつぶし町民まつりへの参加

(6) その他の事業

- ① 消防・防災訓練（年2回）及び避難訓練（月1回）の実施
- ② 特別支援学校実習受入（随時）
- ③ 中学生社会体験チャレンジ事業受け入れ（松伏中、松伏第二中）

【生活介護事業所】

■ 重点目標

- 1 利用者家族及び保護者の集いとの連携強化
- 2 日中活動及び健康増進活動の促進
- 3 社会参加の機会拡充及び余暇活動の充実
- 4 研修や個別検討を通じた支援力の向上及び積極的な資格取得・自己研鑽の勸奨

■ 事業内容

(1) レクリエーション活動及び交流事業

- ① 外出事業（随時）
- ② お楽しみ会（月1回）
- ③ カレーパーティー（7月）
- ④ クリスマス会（12月）
- ⑤ 町立第一保育所との交流事業（夏まつり、さつまいも掘り、お別れ会等）
- ⑥ 介護福祉施設三戸里園との交流事業（相互訪問による交流）

- ⑦ 介護老人保健施設なのはなの里との交流事業（施設訪問によるレクリエーション交流）
- ⑧ 認定こども園こどものもりとの交流事業（施設訪問によるレクリエーション交流）
- ⑨ その他レクリエーション活動（クラブ、プール、調理実習、季節行事等）
- ⑩ ボランティア活動（日中活動、クラブ活動及び交流事業等への協力）

（２）健康管理事業

- ① 定期健康診断（月１回）
- ② 歯科検診（年１回）
- ③ 保護者向けの歯科講習会（年１回）

（３）自主製品等収益事業及び創作活動

- ① 野菜、資源回収、編み物、ビーズ、タペストリー等の製作

（４）社会参加事業

- ① 埼葛人権を考えるつどいへの参加
- ② まつぶし町民まつりへの参加

（５）その他の事業

- ① 消防・防災訓練（年２回）及び避難訓練（月１回）の実施
- ② 特別支援学校実習受入（随時）
- ③ 中学生社会体験チャレンジ事業受け入れ（松伏中、松伏第二中）

## ふれあいデイサービス

## ■基本方針

日常の健康管理を要する高齢者に対し、交流の場の提供、介護予防、健康の保持などのため、通所によるサービスを提供することにより、高齢者の健康、生きがいつくりの推進を図る。

## ■重点事業

- 1 健康管理事業
- 2 生きがいつくり事業
- 3 地域交流事業
- 4 季節事業

月	特 別 行 事	そ の 他
4	外出事業（誕生会）	・絵手紙ボランティア活動等
5	第一保育所交流事業	
6	外出事業（誕生会）	
7	七夕まつり ゆたか保育園交流事業 第一保育所交流事業	
8	夏まつり 外出事業（誕生会）	
9	ゆたか保育園交流事業 敬老会 外出事業（誕生会）	
10	外出事業（誕生会） ゆたか保育園交流事業	
11	ゆたか保育園交流事業	
12	クリスマス会 第一保育所交流事業 外出事業（誕生会）	
1	外出事業（誕生会）	
2	節分	
3	外出事業（誕生会） ひなまつり	

■基本方針

いるかクラブ（松伏小学校敷地内）・りす学童クラブ（松伏小学校敷地内）・杉の子学童クラブ（金杉小学校敷地内）・どんぐり学童クラブ（松伏第二小学校敷地内）・なごみ学童クラブ（松伏第二小学校敷地内）の5つの学童クラブの個性を尊重しつつ、松伏町学童クラブ全体の一体感の醸成に留意しながら、利用児童の健全育成のため安全と健康の確保を最優先に放課後児童保育を実施する。

■重点事業

- 1 利用児童の安全と健康の確保
- 2 利用児童の保護者等や立地する小学校との良好な関係の構築
- 3 土曜学童クラブの円滑な運営
- 4 町内6学童クラブ（かしのき学童クラブを含む）合同ミニ運動会の企画・実施

■学童クラブごとの年間行事予定

		いるか	りす	杉の子	どんぐり	なごみ
4月	上旬	歓迎会・対面式	歓迎会・対面式	歓迎会 お花見昼食会	歓迎会・対面式	歓迎会・対面式
	中旬	お話し会	お話し会		花見会	
	下旬	誕生会	誕生会			
5月	上旬					
	中旬					
	下旬	誕生会	誕生会	避難訓練		
6月	上旬					
	中旬					
	下旬	誕生会	誕生会		誕生会	誕生会
7月	上旬	七夕飾り	七夕飾り	七夕飾り	七夕飾り	七夕飾り お話し会
	中旬	保護者会イベント (流しそうめん)	保護者会イベント (流しそうめん)	誕生会		流しそうめん
	下旬	誕生会	誕生会	夕涼み会	習字教室	駄菓子屋さんごっこ
8月	上旬	遠足 合同避難訓練	遠足 合同避難訓練	昼食会 手話教室	遠足 手話教室	遠足
	中旬	交通安全教室 プラ板作り アロマ作り	交通安全教室 プラ板作り アロマ作り	交通安全教室 プラ板作り マスコット作り	合同避難訓練 工作作り	合同避難訓練 プラ板作り
	下旬	誕生会 買い物体験 お話し会	ミサンガ作り 買い物体験 お話し会・誕生会	スーパーボール作り スライム作り キーホルダー作り	交通安全教室	交通安全教室 買い物体験

		いるか	りす	杉の子	どんぐり	なごみ
9月	上旬		誕生会	避難訓練		
	中旬					
	下旬	誕生会				
10月	上旬		誕生会	ボウリング大会		
	中旬					
	下旬	誕生会	ハロウィンパーティ (お菓子まき)	誕生会	誕生会	誕生会
11月	上旬	ミニ運動会 (町内6学童クラブ合同)				
	中旬		誕生会			
	下旬	誕生会				
12月	上旬	避難訓練	避難訓練		避難訓練	避難訓練
	中旬	誕生会	誕生会	保護者会イベント (クリスマス会)		
	下旬	保護者会イベント (クリスマス会)	保護者会イベント (クリスマス会)	買い物ごっこ	お楽しみ会 (クリスマス会)	お楽しみ会 (クリスマス会)
1月	上旬			初詣		初詣
	中旬		誕生会			
	下旬	誕生会		避難訓練		
2月	上旬	節分(豆まき)	節分(豆まき)	節分(豆まき)	節分(豆まき) (お話し・ダンス)	節分(豆まき)
	中旬		誕生会			
	下旬	誕生会			誕生会	
3月	上旬					誕生会
	中旬	誕生会	誕生会	誕生会		駄菓子屋さんごっこ
	下旬	お別れ遠足	お別れ遠足	お別れ遠足 お別れ会	お別れ遠足	お別れ遠足

■土曜学童クラブの実施学童クラブ及び開所日

開 所 日	実施学童クラブ	開 所 日	実施学童クラブ
平成 30 年 4 月 7 日	—	平成 30 年 10 月 6 日	杉の子学童クラブ
平成 30 年 4 月 14 日	なごみ学童クラブ	平成 30 年 10 月 13 日	どんぐり学童クラブ
平成 30 年 4 月 21 日	いるかクラブ	平成 30 年 10 月 20 日	なごみ学童クラブ
平成 30 年 4 月 28 日	りす学童クラブ	平成 30 年 10 月 27 日	いるかクラブ
平成 30 年 5 月 5 日	—	平成 30 年 11 月 3 日	—
平成 30 年 5 月 12 日	杉の子学童クラブ	平成 30 年 11 月 10 日	りす学童クラブ
平成 30 年 5 月 19 日	どんぐり学童クラブ	平成 30 年 11 月 17 日	—
平成 30 年 5 月 26 日	なごみ学童クラブ	平成 30 年 11 月 24 日	杉の子学童クラブ
平成 30 年 6 月 2 日	いるかクラブ	平成 30 年 12 月 1 日	どんぐり学童クラブ
平成 30 年 6 月 9 日	りす学童クラブ	平成 30 年 12 月 8 日	なごみ学童クラブ
平成 30 年 6 月 16 日	杉の子学童クラブ	平成 30 年 12 月 15 日	いるかクラブ
平成 30 年 6 月 23 日	どんぐり学童クラブ	平成 30 年 12 月 22 日	りす学童クラブ
平成 30 年 6 月 30 日	なごみ学童クラブ	平成 30 年 12 月 29 日	—
平成 30 年 7 月 7 日	いるかクラブ	平成 31 年 1 月 5 日	杉の子学童クラブ
平成 30 年 7 月 14 日	りす学童クラブ	平成 31 年 1 月 12 日	どんぐり学童クラブ
平成 30 年 7 月 21 日	杉の子学童クラブ	平成 31 年 1 月 19 日	なごみ学童クラブ
平成 30 年 7 月 28 日	どんぐり学童クラブ	平成 31 年 1 月 26 日	いるかクラブ
平成 30 年 8 月 4 日	なごみ学童クラブ	平成 31 年 2 月 2 日	りす学童クラブ
平成 30 年 8 月 11 日	—	平成 31 年 2 月 9 日	杉の子学童クラブ
平成 30 年 8 月 18 日	いるかクラブ	平成 31 年 2 月 16 日	どんぐり学童クラブ
平成 30 年 8 月 25 日	りす学童クラブ	平成 31 年 2 月 23 日	なごみ学童クラブ
平成 30 年 9 月 1 日	杉の子学童クラブ	平成 31 年 3 月 2 日	いるかクラブ
平成 30 年 9 月 8 日	どんぐり学童クラブ	平成 31 年 3 月 9 日	りす学童クラブ
平成 30 年 9 月 15 日	なごみ学童クラブ	平成 31 年 3 月 16 日	杉の子学童クラブ
平成 30 年 9 月 22 日	いるかクラブ	平成 31 年 3 月 23 日	どんぐり学童クラブ
平成 30 年 9 月 29 日	りす学童クラブ	平成 31 年 3 月 30 日	—